

事業活動に支障が生じている事業者を応援します！

飲食・観光関連事業者等 事業継続緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した村内事業者の方に対して、支援金を給付します。

申請期間：令和4年1月4日から令和4年1月31日まで

支給額は

1事業者あたり

法人事業者 上限額60万円

個人事業者 上限額30万円

申請方法は

持参

または

郵送

※申請書は、裏面の用紙をご活用いただくか、村ホームページからダウンロードしてください。

支援金が受けられる要件は？

村内で事業を営む事業者のうち

- ・大分類H－運輸業、郵便業のうち中分類－45水運業
- ・大分類I－卸売業・小売業のうち中分類－56各種商品小売業、58飲食料品小売業、60その他の小売業
- ・大分類M－宿泊業、飲食サービス業のうち中分類－75宿泊業、76飲食店

※産業分類は日本標準産業分類による。

- 令和2年12月31日以前から事業を営み、申請日時点でも営業を継続している方。
- 村税等（法人村民税、村県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税）の滞納がない方。
- 新型コロナウイルス感染症の影響より、令和2年分の売上高等と令和元年分を比較して30%以上減少している方。

※その他、詳細については村ホームページにてご確認ください。

必要な書類

- 同意書兼誓約書（様式第1号 別紙1）
- 令和元年分と令和2年分の確定申告書類の控え等の写し
- 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し。 ○申請者本人の身分証明書の写し

問合せ・書類送付先

〒039-4711 佐井村大字佐井字糠森20

電話 38-2111

佐井村総合戦略課 地域振興係

平日 8:15~17:00

佐井村長 樋 口 秀 視 様

(申請者)

住 所 佐井村大字

商号又は名称

代表者氏名

印

電 話 番 号 ()

佐井村飲食・観光関連事業者等事業継続緊急支援金交付申請書兼請求書

佐井村飲食・観光関連事業者等事業継続緊急支援金交付要綱に基づく支援金の交付を受けたいので、同要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請し、請求します。

記

1 申請内容

開 業 年 月 日	S ・ H ・ R	年	月
事業所等の所在地	佐井村大字		
事 業 の 業 種	<input type="checkbox"/> 水運業 <input type="checkbox"/> 各種商品小売業 <input type="checkbox"/> 飲食料品小売業 <input type="checkbox"/> その他の小売業 <input type="checkbox"/> 宿泊業 <input type="checkbox"/> 飲食店 <input type="checkbox"/> その他		
令和2年売上額	円 (税抜)		
令和元年売上額	円 (税抜)		
減 少 額	円	減 少 率	%
交 付 申 請 額 (請 求 額)	円 (減少額×1/2) ※千円未満切捨て 上限額：法人60万円、個人30万円		

2 支援金振込先口座

金 融 機 関		支 店 名	
預金口座種類	普通 当座 その他	口 座 番 号	
フリガナ			
口座名義人			

添付書類（以下の全ての書類を添付（□に✓を記入）の上、申請してください。）

- 令和元年分の所得税確定申告書類又は村民税県民税申告書の控え等の写し
- 令和2年分の所得税確定申告書類又は村民税県民税申告書の控え等の写し
- 申請者本人名義（法人の場合は代表者）の振込先口座の通帳の表紙及び1、2ページ目の写し
- 申請者本人（法人の場合は代表者）の身分証明書（表面及び裏面）の写し
（例：運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等）
- 村外に住所を有する個人事業者の場合は、住所を有する市町村が発行する令和2年度の納税証明書

※添付書類に不備や誤り等があった場合は、支援金の交付に時間がかかる場合があります。